

春日井市民間保育所等調理員設置委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により設置された民間保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）に勤務する調理員の処遇向上を図るため、予算の範囲内において、当該民間保育所等を経営する者に支払う民間保育所等調理員設置委託費（以下「委託費」という。）の支払いに関して必要な事項を定めるものとする。

(委託事業者)

第2条 市長は、この要綱に定める基準を満たす市内の保育所等で保育の実施の承諾をした児童を保育する保育所等を経営する者（以下「委託事業者」という。）に対し、委託費を支払うものとする。

(対象職員)

第3条 この委託費の対象とする職員は、乳児定員が45人以上の保育所等に勤務する非常勤調理員（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第14号に定める基本分単価の適用を受ける者を除く。）とする。

(委託費の額)

第4条 委託費の額は、時間給単価1,140円に勤務時間数（1施設当たり1日4時間を限度とする。）を乗じた額とする。

(委託費の請求)

第5条 委託費の支払いを受けようとする者は、四半期毎に民間保育所等調理員設置委託費請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(委託費支払いの決定)

第6条 市長は、委託費支払い請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、委託費の支払いを決定するものとする。

(委託費の支払い)

第7条 委託費は、請求毎に支払いをする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより支払いをすることができる。

(実績報告書の提出)

第8条 委託事業者は、毎年度3月末日までに当該年度の事業実績報告書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

第9条 市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託費支払いの決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に支払いをした委託費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱及び市長の処分に違反したとき。
- (2) 委託事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は委託費支払いに関し不正の行為があったとき。

(検査等)

第10条 市長は、委託事業者に対して委託事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の整備保管)

第11条 事業者は、委託事業に関する帳簿を備え、その経理を明確にするとともに、その内容を証する書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市民間保育所等調理員設置委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市民間保育所等調理員設置委託要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年4月1日以後の勤務に係る委託費について適用し、同日前の勤務に係る委託費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和7年4月1日以後の勤務に係る委託費について適用し、同日前の勤務に係る委託費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民間保育所等調理員設置委託要綱の規定は、令和8年4月1日以後の勤務に係る委託費について適用し、同日前の勤務に係る委託費については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

施設名

氏 名

年度民間保育所等調理員設置委託費請求書

このことについて、春日井市民間保育所等調理員設置委託要綱第5条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

(1) 内訳

調理員人件費

時間給単価 円 × 時間 = 円

2 添付書類

(1) 出勤状況及び支払い状況証明書

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

施設名

氏 名

年度民間保育所等調理員設置委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市民間保育所等調理員設置委託要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

(1) 内訳

調理員人件費

時間給単価 円 × 時間 = 円

2 添 付 書 類

(1) 年度調理員設置委託費実績調書

(2) 年度歳入歳出決算（見込）所又は
年貸借対照表及び収支計算書